

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/6)等における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1106_1	参加企業の負担は月毎なのか、年毎なのか。	年毎の負担を想定しています。	
1106_2	学生等が登録者であることの確認はどのように行えばよいのか。	登録した学生等に、登録を証する書類等を発行する予定です。	
1106_3	学生に対し、参加企業であることをPRしてよいのか。	可能です。なお、県のウェブサイトでも参加企業を紹介します。	
1106_4	登録者が借りている奨学金の額はバラバラだと思うが、上限額との関係はどのようになるのか。	登録者が借りている奨学金の額が、各企業が設定する上限金額を下回る場合は、その金額が支援額となります。(実際の借受額を超えて支援することはありません)	
1106_5	登録者が借り受けた奨学金の額はどのように確認するのか。	奨学金貸与者から発行される証明書等による確認を想定しています。	
1106_6	学生の採用内定後に事後的に登録してもらい、制度を適用することは可能か。	採用内定後の方について、事後的な登録や制度の適用はできません。	
1106_7	支給決定のタイミングはいつになるのか。	助成金の支給決定は、採用後になります。	
1106_8	制度適用人数枠はいつ分かるのか	2019年1月7日までの期間に応募された企業については、制度適用人数枠の数を含む登録内容について、2019年2月末までに通知する予定です。	

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/6)等における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1106_9	学生等の登録で選考を行うのか。	登録の段階では選考は行いませんが、採用後、支給対象者の認定の際には、企業の中核を担う人材として採用された方であるか等の審査を行います。	
1106_10	参加企業が設定する上限額について、複数の金額設定を行うことは可能か。	上限額を複数設定し、登録者ごとに使い分けることはできません。	
1106_11	あらかじめ設定した制度適用人数枠未満の採用となった場合、何らかのペナルティがあるのか。	採用活動の結果、登録者の採用が制度適用人数枠未満になることはあり得ることであり、それに対してペナルティ等はありません。ただし、募集要項2(5)にあるように、制度適用人数枠に余裕がある場合に登録者を採用する場合は、必ず制度を適用して採用してください。	
1106_12	助成内容が同じ国等の補助金と重複して申請することは可能か。	助成内容が同じ補助金と重複して申請することはできません。	
1106_13	登録対象者の年齢制限はあるのか。	2020年度就職者対象の場合、新卒予定者等のほか、2019年4月1日時点で35歳以下の方が対象となります。	
1106_14	制度適用人数枠の希望が多かった場合はどうするのか。	できるだけ多くの企業に制度を活用いただけるよう、数の調整を行います。	

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/6)等における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1106_15	学生等の登録開始はいつになるのか	12月開始を予定しています。登録期間は、就職先の内定前までとなりますので、参加企業から求職者に登録について周知いただくことも可能です。	
1106_16	制度適用人数枠より多く登録者を採用した場合はどうなるのか。	募集要項2(5)にお示しているように、制度適用人数枠を超えて登録者を採用する場合は、制度適用外となることについて必ず登録者の同意を得てください。 なお県でも、制度適用人数枠はあらかじめ公表するなど、参加企業毎の適用人数に限りがあることのアナウンスを行う予定です。	
1106_17	参加企業として登録された場合、支援メニューやそれぞれの人数枠もウェブサイトの掲載するのか。	企業プロフィールに加え、支援メニューやそれぞれの人数枠もウェブサイトに掲載する予定です。	
1106_18	参加企業に就職し、初任地が県外であった場合も支援対象になるのか。	中長期的に主たる勤務地が熊本県内になる方であれば対象になります。	
1106_19	支援対象者が支援期間内に退職した場合はどうなるのか。	途中で退職した場合は、支援停止となりますが、遡って助成金の返還を求めことはありません。参加企業も、助成金の返還を求められません。	
1106_20	奨学金返還支援枠 I 及び II では、企業が本人に代わって2分の1を日本学生支援機構等に送金することになるのか。	奨学金支援枠 I 及び II では、支援対象者には通常通り奨学金を返還いただき、その実績等を確認後、参加企業から2分の1を県の基金に出捐いただいたうえで、県から支援対象者に助成金を支給します。 なお、熊ターン応援枠では、参加企業から一旦支援対象者に手当等を支給していただいた後、県がその2分の1の額を参加企業に補助します。	
1106_21	就職5年目に研修等費用を支給するとあるが、就職1年目から5年目までにかかった研修費用が支援対象になるということか。	支援対象となるのは、5年目に実施する研修等費用です。内容としては、業務に関連する講義等の受講や先進地視察等に係る費用であって、基本的に支援対象者の企画立案によるものを想定しています。	

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/6)等における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1106_22	赴任費用や研修等費用の助成を受けるときに必要な添付書類は何か。領収書等が必要なのか。	補助金を申請するタイミングで必要な添付書類については、後日お知らせします。	
1106_23	既に入社しており、年数の浅い者(例えば概ね入社3年以内の者)を支援対象にすることは可能か。	新たな人材確保に向けた制度であることから、既に就職されている方は対象外となっています。	
1106_24	専門学校の卒業生は対象になるのか。	奨学金支援枠Ⅰは大学院又は6年制大学卒業、奨学金支援枠Ⅱは大学院、6年制大学又は4年制大学(以下「大学等」といいます。)卒業の方が対象であるため、専門学校卒業の方は対象になりません。しかし、熊ターン応援枠については、大学等の卒業生でなくても、県外在住の社会人経験者であれば対象になり得ます。	
1106_25	対象者の出身地に制限はあるのか。	出身地の制限はありません。	
1106_26	募集要項の別記1で、2016年度以降に大学等を卒業した者も対象となっているが、職歴無しの方に限定されるのか。	職歴による限定はありませんが、登録申請時点で県内企業等に勤務されている方は登録できません。	
1106_27	たとえば制度適用人数枠が1人であったが、登録者が2人採用できた場合「上限額÷2」の金額で2人に制度を適用できるか。	そのような形での制度適用はできません。	
1106_28	例えば5人採用したいと思っていて、制度適用人数枠が3人しか配分されなかった場合、あと2人に対し差別感がある。この場合、県の補助等を受けずに会社負担で独自に支援することは可能か。	もちろん可能です。	

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/6)等における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1106_29	どのぐらいの学生が奨学金を借りているのか。	<p>日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査」には、大学昼間部の学生の48.9%が奨学金を受給しているというデータがあります。  「平成28年度学生生活調査」(日本学生支援機構)  <a href="https://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/2016.html">https://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/2016.html</a></p> <p>また、日本学生支援機構の奨学金の利用者数や平均貸与額については、たとえば以下の資料が参考となりますのでご紹介します。  「奨学金事業への理解を深めていただくために」  〔報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集〕(日本学生支援機構)  <a href="https://www.jasso.go.jp/about/information/jigyou_rikai.html">https://www.jasso.go.jp/about/information/jigyou_rikai.html</a></p>	
1106_30	持ち株会社方式のグループ企業であるが、申請はどの法人で行えばよいのか。	傘下企業それぞれで採用を行われていれば、傘下企業単位で申請可能ですが、グループ企業単位で申請することも可能です。	
1106_31	年の途中で辞めた場合はどうなるのか。	<p>支援対象者が参加企業を退職した場合は、その時点で支援終了となります。</p> <p>奨学金支援枠Ⅰ及び奨学金支援枠Ⅱでは、1年間の途中で退職した場合、その年の助成金は支給されません。</p> <p>基準となる期間(「1年間」の区間)等については、別途お知らせします。</p>	12/5掲載